

第4章 施策の展開

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

基本施策の方針

実態調査の結果から、困難を抱えている世帯においては、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境や進学、経験の機会など様々な点で制約や困難が生じている傾向が見られました。

一方で、困難を抱えている世帯ほど、行政や民間の相談窓口や支援策の情報を得られていない傾向にあることから、必要な支援につながっていない場合も想定されます。

このことから、子どもの貧困対策を進めるうえでは、子どもの成長段階に応じた様々な場面で関わりを通じて、困難を‘早期に把握’し、‘必要な支援につなげる’ことが、計画の基本理念を実現するための基礎となる、特に推進すべき取組であると考えます。

相談支援体制の充実とともに、家庭や学校、地域や関係機関・団体等と連携した対策の推進や、必要な情報を分かりやすく届けるための広報の充実に取り組みます。

(関連する課題：【課題1：相談・支援における課題】)

施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実

施策の方向性

困難を抱えている子ども・世帯の中には、自分から支援につながるできない世帯もあります。そのような際に、支援の必要な世帯を早期に発見するためには、日ごろから子どもと接する機会の多い関係機関や地域における気づきが重要となります。

困難を抱えている子どもや世帯を包括的に支援するための体制の構築に取り組むとともに、日ごろから子ども・世帯と関わる様々な関係者に子どもの貧困への理解を深めてもらうことで、より一層気づき、働きかけを推進し、必要な支援につなげる体制の充実を図ります。

また、困難を抱えている子ども・世帯が孤立することのないよう、乳幼児期から学齢期、若者期に至るまでの切れ目のない相談支援を行います。特に、ひとり親家庭など、配慮を要する子ども・世帯への相談支援を推進します。

取組項目

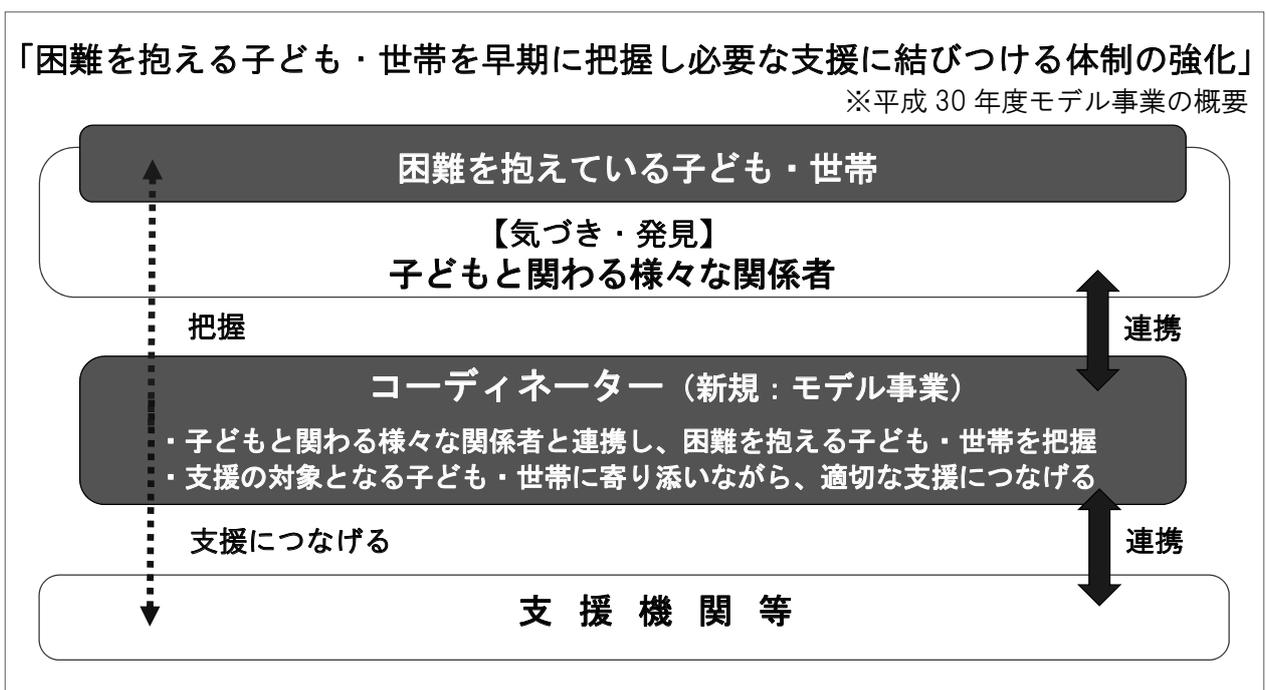
・ 困難に気づき、必要な支援につなげる体制の推進

「子どもの貧困」による様々な悩みや不安を抱える子ども・世帯への包括的な相談支援を行う仕組みを構築し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、困難を抱えている子ども・世帯に気づき、必要な支援につなげる体制をより推進するため、子どもと関わる関係者が、子どもの貧困に対してより理解を深めることができるよう、研修や啓発に取り組みます。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化 新規	困難を抱えていても必要な支援に結びついていない子どもやその世帯を早期に把握し、支援に結びつける体制強化に取り組みます。 平成 30 年度は、子どもと関わる様々な関係者と連携体制を構築しながら、困難を抱えている子どもやその世帯を把握し、対象となる世帯に寄り添いながら、適切な支援につなげるコーディネーターを配置するモデル事業を実施します。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	子どもの貧困への理解の促進 新規	困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる様々な関係者をはじめ、広く市民に対して、子どもの貧困の現状やその対策など、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施します。 併せて、子どもの権利の普及啓発の推進にも取り組みます。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者



・成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進

妊娠期からの保健師による面接相談を実施するとともに、出産後も、乳児家庭への全戸訪問などを通じて、支援を必要とする世帯を早期に把握し、継続的な支援につなげます。

さらに、幼児期、学齢期と子どもの成長段階に応じた切れ目のない相談支援を推進します。

また、若者への相談支援の取組として、札幌市若者支援総合センターをはじめとした若者支援施設を中心として、若者の社会的自立に向けた総合的な相談支援を推進します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
3	スクールソーシャルワーカーの活用 【拡充】	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを構築したりして、困難を抱える児童生徒を支援します。 また、スクールソーシャルワーカーの活用を一層進め、児童生徒の支援体制をさらに充実させます。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
4	スクールカウンセラーの活用 【拡充】	児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置し、児童生徒や保護者の教育相談に対応します。 また、小学校へのスクールカウンセラーの配置時間数を拡充するなど、学校の教育相談体制のさらなる充実に取り組みます。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	ひきこもり対策推進事業 【拡充】	年齢や相談内容で区切ることのない、ひきこもり専門の相談窓口であるひきこもり地域支援センターを設置しています。さらに、ひきこもり状態にある人とその家族などが集まり支援を受けられる機会を設けるなど、誰もが安心して相談できる環境を整備していきます。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 【拡充】	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。 また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援機関へとつなげられるように取り組みます。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
7	妊婦支援相談事業	安心・安全な妊娠、出産及び児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の不安の軽減を図るとともに、ハイリスク世帯を把握し継続支援につなげます。			
	【保）保健所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

8	初妊婦訪問事業	初めての子どもを迎える家庭に母子保健訪問指導員及び保健師が訪問し、相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や家庭訪問等による継続支援を行います。			
	【保）保健所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握し、育児等の相談に応じます。			
	【保）保健所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	産後のメンタルヘルス支援対策事業	母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援します。			
	【保）保健所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
11	子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センターにおける相談支援	区における子育て支援の中心的役割を担っている子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センターでは、 ・面談・電話による子育てや子どもの成長・発達における心配や悩み事などの相談支援 ・個別のケースに応じた専門機関等との連携支援 ・子育てに関する各種制度やサービスの情報提供とともに、子育て家庭が必要な支援を円滑に利用できるための支援などの相談支援の取組を行います。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
12	子育て情報室	各区の子育て情報室では、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
13	子育てサロン	子育て家庭の孤立や不安解消を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、乳幼児をもつ親子が集まり、自由に交流できる場所として、子育てサロンを設置しています。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
14	早期からの教育相談・支援	子どもの発達や就学に関わる教育相談を、幼児教育センターや市立の幼稚園、教育センター教育相談室等で実施するほか、支援をつなぐため、必要に応じて医療・福祉等の関係機関や学校、幼稚園・認定こども園、保育所と連携します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
15	教職員研修の充実	子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能を向上させるために、教職員に対する研修等の一層の充実を図ります。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
16	思春期特定相談事業	概ね12歳から20歳未満の不登校やひきこもり等の問題で困っている子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所（来所相談は予約制）による相談支援を行います。			
	【保）障がい保健福祉部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
17	子どもの権利救済機関による相談支援（子どもアシストセンター）	子どもの権利条例に基づき設置された子どもの権利救済機関では、原則18歳未満の子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行います。 また、権利侵害からの救済申立てに基づいて、公的第三者の立場で問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。			
	【子）子どもの権利救済事務局】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

18	民生委員・児童委員	民生委員は、地域で支援を必要とする方々に対し、住民の立場に立って福祉に関する相談に応じ、必要な援助を行うほか、福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へつなぐなどの活動を行います。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼務しており、児童、妊産婦、母子家庭等の相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用しうる制度、施設、サービス等について助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援しています。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進

社会的養護を必要とする子ども・世帯への支援として、虐待等の発生の未然防止を図るため、世帯へ支援員を派遣することで、在宅で継続的に支援する体制を強化します。

ひとり親家庭に対しては、各区に配置している母子・婦人相談員や、ひとり親家庭支援センターの相談員による相談支援を行います。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口により、個々の状況に応じた自立に向けた支援を行います。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
19	養育支援員派遣事業 (29年度新規)	養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
20	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受けており、児童虐待通報のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など児童に関する各種相談に対応しています。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
21	児童家庭支援センターにおける相談支援	児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
22	子ども安心ホットライン	24時間365日体制の「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
23	母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターによる相談支援	区に配置している母子・婦人相談員及びひとり親家庭支援センターの相談員が、ひとり親家庭への相談支援を行います。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

24	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策 1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進

施策の方向性

困難を抱えている子ども・世帯の中には、経済的な面にとどまらず、健康や教育など、複合的な課題を抱えている場合があります。

このような複合的な課題を抱えている子ども・世帯を必要な支援に結びつけるために、地域や関係する支援機関・団体等による一層の連携を促進し、支援のネットワークの充実を図るとともに、家庭が必要とする情報をより分かりやすく届けます。

取組項目

・支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実

様々な支援機関や団体等との、情報交換や相互支援のためのネットワークの形成などによる一層の連携を推進します。

また、幼児期と児童期の教育の円滑な接続・連携を図るための幼保小連携の推進や、保健と医療の情報共有による適切な育児支援、さらには、児童相談体制の強化を図るなど、子どもと関わる関係機関による連携の取組を推進します。

さらに、困難を抱えている子ども・世帯が必要とする情報を得られるよう、受け手の目線に立った広報を展開するとともに、利用者の利便性の向上という視点を大切にしながら取り組めます。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	地域における支援機関や団体等との連携促進 新規	地域における様々な支援機関、子どもの居場所づくりに取り組む団体等とのネットワークの形成、また市民団体や大学との情報交換など、子どもの貧困に関わる関係機関との一層の連携に向けた取組を推進します。 また、子どもの貧困対策に札幌のまち全体で継続的に取り組んでいく機運の醸成を図るための必要な取組を検討します。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	児童相談体制の強化 【拡充】	第2次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	必要な支援策を届ける広報の充実 【拡充】	困難を抱えている子ども・世帯に向けた各種制度や相談窓口、支援機関の認知度の向上に向けて、情報が得やすく、必要としている方に確実に届く、受け手の目線に立った広報の充実を図ります。具体的には、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなどを検討します。			
	【関係部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
4	幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育の円滑な接続・連携を図るため、幼保小連携推進協議会において教職員の合同の研修会、情報交流、幼児の支援内容の引継ぎ会等を実施し、接続期の教育内容や指導方法の相互理解・連携等を目指します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	医療機関が、保健センターが実施する訪問等による支援を必要とする母子を把握した場合に、保健センターに対し情報提供を行います。訪問指導等を実施した保健センターは、その結果を医療機関に報告し、保健と医療の情報を共有し適切な育児支援を行います。			
	【保）保健所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	要保護児童対策地域協議会	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うため要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施するために、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置しています。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

基本施策２ 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

基本施策の方針

基本的な生活習慣の形成など、子どもの発達にとって特に重要な時期となる、乳幼児期の子どもの健やかな成長を様々な面から支えるために、子ども、保護者への支援に取り組みます。

また、実態調査からは、困難を抱える世帯において、学習習慣や学習の理解度などが相対的に低い傾向にあることが確認されています。子ども自身ではどうすることもできない家庭環境などによる学習面への影響を出来る限り少なくすることが求められるため、学校教育の充実はもとより、学習意欲の向上につながる様々な学習機会の提供や、安心して教育を受けられる環境の整備に取り組みます。

また、学校や家庭以外にも、子どもが気軽に立ち寄ることができ、地域の大人などとながりながら安心して過ごすことができる居場所づくりの推進や、社会性や生活習慣を育むことにつながる多様な学びや体験・交流活動の支援に取り組みます。

（関連する課題：【課題２：子どもの育ちと学びにおける課題】）

施策２—１ 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援

施策の方向性

子どもの発達にとって重要な時期となる乳幼児期の子どもの健やかな成長を支えるとともに、乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援を推進します。

取組項目

・ 乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進

困難を抱えている家庭の子どもをはじめ、乳幼児期のすべての子どもの健やかな成長を支えるために、乳幼児への健診事業や栄養指導、歯科健診などを実施します。

また、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、未就学児の入院・通院及び小・中学生の入院にかかる医療費を対象としている助成について、平成30年度から小学1年生の通院を助成対象に拡大して実施します。併せて、ひとり親家庭の子どもの医療費の一部の助成や、未熟児などを対象とした必要な医療等の給付を行います。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	子ども医療費助成 【拡充】	未就学児の入院・通院及び小学生・中学生の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。 平成30年4月からは、新たに小学1年生の通院を助成対象に拡大して実施します。			
	【保】保険医療部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
2	乳幼児健康診査	区保健センターで、4か月児・10か月児健診（再来）・1歳6か月児・3歳児を対象に乳幼児健康診査を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	乳幼児健康診査における 栄養指導	乳幼児健康診査の際に、食事に関する情報提供を行ったり、個別の相談に応じるなど、望ましい食習慣を形成するための支援を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
4	5歳児健康相談事業	5歳を迎える子どもがいる家庭に健診案内とセルフチェック表を送付し、心配なこと、相談したいことがある方を対象に、健診・発達相談を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	歯科口腔保健推進事業	歯と口の健康について、地域での健康相談や電話相談を、歯科衛生士が受けています。また、市内の保健センターでは、歯科医師による妊産婦対象の無料歯科健診と、乳幼児健診での歯科健診・保健指導を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。			
	【保】保険医療部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	未熟児養育医療給付	入院医療を必要とする未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	自立支援医療 （育成医療）	障がいのあるまたは医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童を対象に、指定自立支援医療機関において、手術などにより生活能力を回復するために必要な医療費の支給を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	結核児童療育給付	18歳未満の結核にかかっている児童であって、指定療育機関の医師が長期療養のために入院が必要と認めたものに対し必要な医療の給付並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	小児慢性特定疾病医療費 支給	小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

11	障害児通所給付費	障がいのある児童に、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）の利用に必要な費用の一部を支給します。			
	【保】障がい保健福祉部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実

妊婦の健康を守り、安全な出産につなげるための妊婦健診の費用の一部助成や、出産後の生活や育児相談等のケアを行います。

併せて、保育ニーズに応じた保育施設の整備の促進や、多様な保育サービスの提供などを通じて、乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援を推進します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
12	保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進 【拡充】	保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、 ・幼稚園からの幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行を促進 ・新築・改築や賃貸物件を活用した保育所の整備 ・保育ニーズの高い低年齢児の保育定員を拡大するため、小規模保育事業を整備 などを行います。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
13	第2子以降の保育料無料化事業 (29年度拡充)	これまでの第3子以降に加え、最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、平成29年度から第2子についても保育料を無料化し、子育て世代の経済的負担を軽減しています。 ※年収約360万円以上の世帯は、就学前児童で保育所等施設に入所している子どものみを子順としてカウントします。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
14	妊婦一般健康診査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票（全14回）を交付し、妊婦健診にかかる費用の一部を助成します。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
15	私立幼稚園就園奨励費補助金事業	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に通園する園児がいる世帯に対して、入園料と保育料の一部を補助します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
16	実費徴収に係る補足給付事業	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせて生活保護世帯に助成します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
17	保育所等の利用調整	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

保護者の保育ニーズに対応する多様な保育サービスの提供					
18	休日保育	日曜、祝日に保育を実施します。			
	夜間保育事業	午前0時（一部施設は午後10時）までの保育を実施します。			
	時間外保育事業	開所時間の11時間を超えて、18時以降に1時間または2時間の時間外保育を実施します。			
	一時預かり事業	幼稚園等での一時預かりを実施します。 (幼稚園型・一般型幼稚園タイプ・一般型保育所タイプ)			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
	病後児デイサービス事業	病気回復期にある児童を、就業や急用などにより家庭で保育できない保護者に代わって、病院等に付設した施設で預かります。			
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援する事業です。 日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。 併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
	市立幼稚園預かり保育事業	市立幼稚園において預かり保育を実施するとともに、園と家庭が連携したよりよい幼児期の子育てのあり方について研究し、その成果を発信します。			
【教】学校教育部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
19	子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)	児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
20	保育センター運営	市民の保育ニーズの多様化に対応できるよう保育関係者の資質の向上を図ります。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
21	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦に対して安全で衛生的な出産を保証するとともに、胎児が無事に生まれてくることを確保し、ひいては児童の健全な育成を図ります。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
22	産後ケア事業	生後4か月未満の子どもがおり、家族等から十分な援助が得られず、かつ心身の不調又は育児不安等がある産婦を対象に、宿泊又は日帰りで休養の機会を提供し、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策2—2 子どもの学びの支援

施策の方向性

すべての子どもが家庭環境などに左右されることなく、将来的な自立へ向けた歩みを進めることができるよう、学校での教育に加えて、特に配慮を要する世帯の子どもに対する学習支援の実施などにより、子どもの学びを支援します。

また、学校における相談支援体制の充実や、不登校児童生徒へのきめ細かな支援とともに、就学援助などの経済的支援の充実を図ることで、すべての子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます。

取組項目

・ 学びを支える取組の推進

子どもたち一人ひとりの「学ぶ力」を育むための取組を推進します。

また、高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援を新たに実施するとともに、生活に困窮している世帯やひとり親家庭、児童養護施設に入所中の児童など、特に配慮を要する世帯の子どもを対象とした学習支援等を実施します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	若者の社会的自立促進事業（学習支援） 新規	学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を、平成30年度から新たに実施します。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
2	「学ぶ力」の育成	学校・家庭・地域と教育委員会が一体となり、子どもたちに、「学ぶ力」の3要素「学ぶ意欲（主体的に学習に取り組む態度）」「学んだ力（基礎的・基本的な知識・技能）」「活かす力（思考力・判断力・表現力等）」をバランスよく育みます。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	家庭教育事業	保護者を対象とした講演会の開催や、その内容についての広報等を通じて、家庭教育に関する意識啓発を図るとともに、子どもとのより良い関わり方について広く発信します。			
	【教）生涯学習部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
4	札幌まなびのサポート事業	生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

5	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の児童（小学校3年生から中学校3年生）に対し、学習支援（市内10区の会場で実施）により学習習慣を身につけさせるとともに基礎的な学力の向上を図り、また進学や進路等の相談を通じてひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	スタディメイト派遣事業	児童養護施設に入所中の児童に対し、大学生などの有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	アイヌの児童・生徒の学習支援	アイヌの児童・生徒に対し、進学率向上を目的とした学習支援事業を実施します。			
	【市）市民生活部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・子どもが安心して学ぶための支援体制の推進

困難を抱える児童生徒が安心して学習できるよう、相談支援の充実を図るとともに、不登校の児童生徒への個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

また、不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等を支援します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
8	スクールソーシャルワーカーの活用 【拡充】 ※再掲（施策1-1）	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを構築したりして、困難を抱える児童生徒を支援します。 また、スクールソーシャルワーカーの活用を一層進め、児童生徒の支援体制をさらに充実させます。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	スクールカウンセラーの活用 【拡充】 ※再掲（施策1-1）	児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置し、児童生徒や保護者の教育相談に対応します。 また、小学校へのスクールカウンセラーの配置時間数を拡充するなど、学校の教育相談体制のさらなる充実に取り組みます。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	子どもの学びの環境づくり事業 (29年度拡充)	不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設に対し、児童生徒の指導体制の整備や、教材・体験活動等の充実を目的として当該経費の一部を助成しています。 平成29年度から、児童生徒数に応じた補助上限額の段階を増やし、支援の拡充を図っています。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
11	相談支援パートナー事業	不登校や不登校の心配のある児童生徒に対し、個に応じたきめ細かな支援を行い状況改善を図ります。主に登校しても教室に入ることができない児童生徒に対し、別室における学習等の支援を行います。			
	【教】 学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
12	不登校児童生徒に対する相談・支援	不登校児童生徒に対し、学校復帰や社会的自立に向けた相談指導教室及び教育支援センターでの支援の充実を図るとともに、個別相談を実施することにより、子どもや保護者の不安を和らげる取組を推進します。			
	【教】 学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・教育の機会均等を図るための経済的支援の充実

経済的に困難を抱えている世帯に対して、世帯の収入に応じて学校教育にかかる費用の一部を助成する就学援助について、支給費目の追加など制度の充実に取り組みます。

また、意欲・能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な子どもに対して返還義務のない奨学金を支給するほか、生活が困難になっている世帯の子どもに対し、技能修得に必要な学資を支給します。

さらに、通学に要する費用の一部を助成する取組などを通じて、子どもの学びを経済的な面からも支援します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
13	高等学校等生徒通学交通費助成 新規	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。			
	【教】 学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
14	就学援助 【拡充】	経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。 また、支給費目の追加など、制度の充実に取り組みます。			
	【教】 学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
15	奨学金支給	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。			
	【教】 学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
16	札幌市特別奨学金支給事業	札幌市特別奨学金支給条例に基づき、経済的に困窮している世帯の子どもが技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学資を支給します。			
	【子】 子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

17	義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成	札幌市立小・中学校へバス等の公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
18	特別支援教育就学奨励費	札幌市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒、通常学級に在籍しているが重度の障がいや疾病のある児童生徒、通級指導教室に通級している児童生徒がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
19	高等学校定時制課程教科用図書給与	高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
20	高校生留学支援事業	将来を担う国際感覚豊かな人材の育成を目的として、高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）に在籍する生徒を対象に、留学に要する費用の一部補助を実施します。			
	【経）国際経済戦略室】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策2—3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援

施策の方向性

保護者が就労などで不在となる家庭の子どもをはじめ、すべての子どもが安心して放課後等を過ごすことができるよう、子どもの居場所づくりを推進します。

また、子どもたちが健やかに成長するために、遊びや体験活動はなくてはならない大切なものです。子どもの自主性、創造性、協調性を育む多様な学びや体験・交流活動の支援を行います。

取組項目

・子どもの居場所づくりの推進

地域やNPOなどが主体となって実施している子ども食堂や学習支援などの取組は、子どもの居場所の提供に加えて、多世代交流などの多様な機能を併せ持つものであり、さらなる広がりが期待されます。

このような取組を通じた、地域で子どもが安心して過ごすことができ、生活習慣や学習習慣などの習得にも寄与する居場所づくりの推進を図ることができるよう、効果的な支援のあり方を検討します。

また、子どもの放課後の居場所である児童会館やミニ児童会館においては、遊びや体験活動等の様々な活動を通じた子どもの健全育成を図るとともに、既存の児童会館・ミニ児童会館を、小学校などと併設した児童会館として再整備を進めます。さらに、民間児童育成会等とも連携を図りながら、子どもの居場所の充実を図ります。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組 【新規】	子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況や地域ニーズの調査に基づき作成したガイドブックを活用して、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運醸成を図ります。 また、子どもにとって身近で、安心できる地域における居場所づくりの推進に向けた効果的な支援策を検討します。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	新型児童会館整備 【拡充】	既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備を進めます。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
3	児童会館・ミニ児童会館	児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。 ※児童会館は高校生まで、ミニ児童会館は小学生が対象			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
4	放課後子ども教室	児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	札幌市児童育成会運営委員会補助	保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、生活の場と適切な遊びの提供を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行います。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・子どもの体験活動の推進

子どもは、地域の人に見守られながら、様々な遊びや体験をすることにより、地域社会の一員としての自覚や必要な知識等を身につけます。そこで、子どもが自分の責任で自由に遊ぶことができる環境づくりを支援し、子どもの自主性、協調性を育みます。また、子どもが地域の団体活動に参加することを推進し、子どもの社会性の向上を図ります。

さらに、地域と学校の連携による多様な学びの場を提供します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
6	サッポロサタデースクール事業 【拡充】	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用したプログラムを土曜日等を実施する「サッポロサタデースクール」を通して、地域と学校の連携の仕組みを整えることにより、地域全体で子どもを育てる環境の醸成を目指します。			
	【教）生涯学習部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
7	プレーパーク推進事業	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、子どもが身近な公園等において自分の責任で自由に遊ぶことができるよう、地域住民等が主体的に開催・運営するプレーパークを推進します。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	子どもの体験活動の場支援事業	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、子どもの自立性と社会性を育むことを目的に、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「C o m i d o r i (こみどり)」の運営を支援します。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

9	少年団体活動促進事業	様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成する研修事業等を通じて、少年団体の円滑な活動と活発化を図ります。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	進路探究学習オリエンテーリング事業	将来の生き方や進路についてよく考えとともに、体験を通じて働くことの意義を感じ取ることができるよう、中学校・中等教育学校の第1学年生徒及び前年度参加していない第2学年生徒を対象として、専修学校・各種学校と連携し、中学校・中等教育学校の夏季休業期間中に、札幌市内及び近郊の専修学校等を会場とした職業体験講座を実施します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

基本施策の方針

札幌市では、若者の社会的自立を総合的に支援するため、「若者支援総合センター」と「若者活動センター」からなる若者支援施設を設置しています。

若者支援施設では、若者と地域を結ぶ拠点として、社会教育に関するイベントやまちづくり活動などを通じて、若者の社会活動への参加を促進するほか、ひきこもり等の対人関係、進路、就職や就労など、若者が抱える様々な悩みの相談に応じ、自立へ向けた支援を行っています。

また、ひきこもり本人の自立を促進し福祉の増進を図るため、ひきこもり専門の第一相談窓口として「ひきこもり地域支援センター」を設置しており、電話や来所等による相談支援のほか、地域における関係機関とのネットワークの構築、ひきこもり対策にとって必要な情報提供等、ひきこもりの状態にある本人及びその家族に向けた支援を行っています。

これらの関係機関等が連携しながら、困難を抱える若者の自立・社会参加を推進するための支援に積極的に取り組みます。

(関連する課題：【課題3：若者の社会的自立における課題】)

施策3—1 社会的自立に向けた支援

施策の方向性

困難を抱える若者への学習支援や進路支援、職場体験などの取組を通じて、若者の社会的自立を推進します。また、ひきこもりの状態にある人への支援として、専門の相談窓口による支援の充実を図ります。

取組項目

・若者の自立支援の推進

若者の社会的自立の促進に向けて、学力格差の解消や進学・就労の希望の実現に向けた支えとなるよう、中学校卒業生等への進路支援や、若者の職場体験を推進する取組などを実施するとともに、新たに高校中途退学者等を対象とした学習相談や学習支援の取組を実施します。また、困難を抱える若者の状況に応じたサポートを実施し、支援プログラムや他の専門機関との連携を通じた支援など、充実した相談支援体制により自立へ向けた支援を行います。

就労の支援としては、新卒未就職者や若年層の求職者等を対象とした研修や職場実習などの取組を実施します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	若者の社会的自立促進事業（学習支援） ※再掲（施策2-2） 新規	学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を、平成30年度から新たに実施します。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 ※再掲（施策1-1） 【拡充】	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。 また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援機関へとつなげられるよう取り組みます。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付（授業料の減免） 【拡充】	経済的困窮状態にある学生が、学費の不安を抱えることなく、勉学に集中できる環境を提供できるよう、札幌市立大学への運営費交付金において授業料の減免に係る費用を加味します。			
	【政】政策企画部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
4	中学校卒業業者等への進路支援事業	札幌市若者支援総合センターにおいて、中学校及び高等学校の卒業時や高等学校の中途退学時等の進路未定者に対し、進学や就労に向けた支援を行います。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	社会体験機会創出事業	ひきこもりやニート等困難を有する若者の職場体験やボランティア体験等の受入先となる企業の開拓等を行います。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	市立札幌大通高等学校支援事業	多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した就労支援などを行います。			
	【教】学校教育部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	フレッシュスタート塾事業	学校卒業後3年以内の新卒未就職者等を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、地元企業への早期の正社員就職を支援します。			
	【経】雇用推進部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	若年層ワークトライアル事業	概ね35歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、市内企業への正社員及び正社員への転換が可能な早期の就職を支援します。			
	【経】雇用推進部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	就労支援コーディネーター派遣事業	児童養護施設等に入所中又は退所した児童や、里親・ファミリーホーム等に委託中又は委託解除された児童で、学校卒業を控えている児童等に対して「就労支援コーディネーター」を派遣し、卒業に向けたきめ細やかな就労支援を行います。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

10	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業	児童福祉施設等入所児童（里親委託児童を含む。）が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60万円（年額）を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
11	奨学金支給 ※再掲（施策2-2）	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
12	札幌市特別奨学金支給事業 ※再掲（施策2-2）	札幌市特別奨学金支給条例に基づき、経済的に困窮している世帯の子どもが技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学資を支給します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・ひきこもり対策の充実

ひきこもりに特化した専門相談窓口である「ひきこもり地域支援センター」をはじめ、若者支援施設における自立支援事業、こころのセンターなどにおける精神保健相談等、関係機関同士が連携を図りながら、ひきこもりの状態にある人やその家族に対するきめ細かな相談支援を行っていきます。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
13	ひきこもり対策推進事業 【拡充】 ※再掲（施策1-1）	年齢や相談内容で区切ることのない、ひきこもり専門の相談窓口であるひきこもり地域支援センターを設置しています。さらに、ひきこもり状態にある人とその家族などが集まり支援を受けられる機会を設けるなど、誰もが安心して相談できる環境を整備していきます。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
14	思春期特定相談事業 ※再掲（施策1-1）	概ね12歳から20歳未満の不登校やひきこもり等の問題で困っている子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所（来所相談は予約制）による相談支援を行います。			
	【保）障がい保健福祉部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

基本施策の方針

子どもの貧困対策に取り組むうえでは、子どもが抱える困難を一つひとつ解決していくことが大切となることは言うまでもありませんが、生活基盤の確保に向けた支援を通じて、世帯全体が抱える困難を解消するための取組もまた大変重要となります。

世帯の暮らし向きの安定に向けた保護者の就労等の支援とともに、各種手当の給付などにより、生活基盤の確保に向けた取組を推進します。

(関連する課題：【課題4：生活基盤の確保における課題】)

施策4-1 保護者の自立・就労の支援

施策の方向性

家庭生活の安定を図るうえでは、保護者が安定した職に就くことが基本であり、また、保護者が子どもに働く姿を示すことは、子どもが労働の価値や意味を学ぶなど、自立に向けたモデルとなる意味もあります。

世帯の暮らし向きの安定が図られるよう、保護者への就労支援を推進します。

取組項目

・保護者の自立・就労に向けた支援の推進

女性を対象とした、個々の環境やニーズに合わせた多様な働き方を実現するための支援に取り組めます。

また、ひとり親家庭向けの就職説明会の開催や、就職に有利な資格を取得するために養成機関に通った場合の給付金の支給などを通じたひとり親家庭の親への就労支援や、生活に困窮している世帯への就労支援に取り組めます。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	女性の多様な働き方支援 窓口運営事業 【拡充】	漠然と就職を考えているものの具体的な活動方法がわからず、就労支援施設の利用に踏み切れなかったり、何から始めれば良いかわからないような女性を対象として、子連れでも気軽に相談ができ、個々の環境やニーズに合わせた多様な働き方の実現に向けた支援が受けられる、女性のための総合就労相談施設を設置、運営します。			
	【経】雇用推進部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

2	ひとり親家庭就業機会創出事業 【拡充】	ひとり親家庭の就業を支援するため、ひとり親家庭の就業に理解がある企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催します。 合同就職説明会の開催回数を増やすなど、就業機会の拡充を図るとともに、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図ります。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	高等職業訓練促進給付金事業 【拡充】	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給します。 対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
4	高等職業訓練促進資金貸付事業	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のために講座（通信講座を含む。）を受け、これを終了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、市が指定した職業能力開発目的の講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	就労ボランティア体験事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護受給者又は生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	就労支援相談員	区保護課に配置した就労支援相談員が、就労可能な生活保護受給者に対して、職業相談や求人情報の収集及び提供等を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	生活困窮者自立支援事業 ※再掲（施策1-1）	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策 4-2 生活基盤の確保に向けた支援

施策の方向性

実態調査の結果から、子育て世帯においては、家計の状況がぎりぎりまたは赤字と回答した世帯が6割に上り、世帯の経済状況が子どもに影響を与えていることが確認されています。

子育て世帯への手当等の支給や住宅の確保の支援を通じて、生活基盤を確保することで子どもの暮らしを支えます。

取組項目

・世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進

児童手当や児童扶養手当をはじめとした各種手当の支給や、ひとり親家庭向けの貸付事業の実施などを通じて、子育て世帯の家計を支援します。

また、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、子育て世帯の住宅の確保を支援します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 【拡充】	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。 また、貸付の種類追加についても検討します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 (29年度新規)	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の円滑な入居を促進するための賃貸住宅について、登録制度の運用及び情報提供を進めます。			
	【都】市街地整備部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
3	児童手当	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

4	児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。				
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
5	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を監護又は養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。				
	【保）障がい保健福祉部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
6	災害遺児手当	交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、又は母等を失った（重度障がいとなった場合を含む。）義務教育終了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校及び高等学校に入学する際又は中学卒業後、就職する際に支度金を支給します。				
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
7	障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。				
	【保）障がい保健福祉部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
8	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。				
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
9	アイヌ住宅建築費等貸付事業	札幌市に在住するアイヌの居住環境の整備改善を図るため、住宅の新築、改修、宅地取得の資金の貸付を行います。				
	【市）市民生活部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
10	市営住宅への優先入居	安心して子どもを生き育てられる居住環境づくりの一環として、市営住宅の入居申込みに際して、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるように優遇措置を行います。 また、一部の市営住宅において、子育て家庭に配慮した募集を行います。				
	【都）市街地整備部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

基本施策の方針

社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、生活保護世帯などは、特に困難を抱えやすい実態にあることを踏まえて、相談支援や学習支援、社会的自立に向けた支援など、子ども・世帯の生活状況等に応じたきめ細かな支援を推進します。

(関連する課題：【課題5：特に配慮を要する世帯への支援における課題】)

施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援

施策の方向性

社会的養護のもとで暮らす子どもは、原則として18歳までに、必要な場合であっても20歳到達により施設等を退所する必要があるが、自立生活を余儀なくされますが、退所し社会に出ていくにあたっては、保護者からの支援を受けることが困難な場合もあります。

社会的養護のもとで育つ子どもが、円滑に社会に出ていくことができるよう、入所中と退所後のそれぞれにおける支援を推進します。

また、関係機関との連携体制の構築や地域支援の充実などに取り組みます。

取組項目

・社会的養護を必要とする子どもへの支援の推進

平成29年4月に策定した「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。

児童養護施設に入所中の児童に対して学習の支援等を行うとともに、児童養護施設等で生活できる年齢を引き上げる取組の実施などを通じて、入所児童を支援します。また、入所児童への大学進学等にかかる給付を実施することで、退所後の暮らしを支援します。

このほか、虐待等の発生の未然防止を図るため、世帯へ支援員を派遣することで、地域での生活を支援します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部	内容 / 主な対象
1 児童相談体制の強化 【拡充】 ※再掲（施策1-2） 【子】児童相談所	第2次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。
	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者

2	養育支援員派遣事業 (29年度新規) ※再掲(施策1-1)	養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	社会的養護自立支援事業 (29年度新規)	20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された者等のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて、引き続き必要な支援を実施します。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
4	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 ※再掲(施策1-1)	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受けており、児童虐待通報のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など児童に関する各種相談に対応しています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	児童家庭支援センターにおける相談支援 ※再掲(施策1-1)	児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	子ども安心ホットライン ※再掲(施策1-1)	24時間365日体制の「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 ※再掲(施策3-1)	児童福祉施設等入所児童(里親委託児童を含む。)が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60万円(年額)を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	社会的養護体制整備事業	児童養護施設の小規模化やグループホーム設置等を支援し、児童一人ひとりに配慮した養育ができる環境を整えます。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	スタディメイト派遣事業 ※再掲(施策2-2)	児童養護施設に入所中の児童に対し、大学生などの有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	就労支援コーディネーター派遣事業 ※再掲(施策3-1)	児童養護施設等に入所中又は退所した児童や、里親・ファミリーホーム等に委託中又は委託解除された児童で、学校卒業を控えている児童等に対して「就労支援コーディネーター」を派遣し、卒業に向けたきめ細やかな就労支援を行います。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
11	要保護児童対策地域協議会 ※再掲(施策1-2)	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うため要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策5-2 ひとり親家庭への支援

施策の方向性

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、子育て、家事、仕事など、生活全般で様々な困難を抱えています。

また、ひとり親家庭の子どもにとって、親との離別という経験は精神面に与える影響が大きく、さらに生活環境の変化などが重なることで、学習や進学に対する不安や、生活面での不安など、様々な悩みを抱えがちとなることから、成長過程において十分な配慮が必要とされます。

ひとり親家庭の抱える多岐にわたる課題に対する、個々の状況に応じた総合的な支援を推進します。

取組項目

・ひとり親家庭への支援の推進

ひとり親家庭向けの就職説明会の開催や、就職に有利な資格を取得するために養成機関に通った場合の給付金の支給などを通じて、就労支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭に向けた各種制度の認知度の向上に向けて、利用者目線に立った広報の充実に取り組みます。

ひとり親家庭への生活援助や生活相談支援、ひとり親家庭の児童への学習支援の実施とともに、医療費の負担軽減や、児童扶養手当の支給などにより、広く生活面を支えます。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	ひとり親家庭就業機会創出事業 【拡充】 ※再掲（施策4-1）	ひとり親家庭の就業を支援するため、ひとり親家庭の就業に理解がある企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催します。 合同就職説明会の開催回数を増やすなど、就業機会の拡充を図るとともに、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図ります。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	高等職業訓練促進給付金事業 【拡充】 ※再掲（施策4-1）	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給します。 対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

3	必要な支援策を届ける広報の充実 【拡充】 ※再掲（施策 1-2）	困難を抱えている子ども・世帯に向けた各種制度や相談窓口、支援機関の認知度の向上に向けて、情報が得やすく、必要としている方に確実に届く、受け手の目線に立った広報の充実を図ります。具体的には、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなどを検討します。
	【関係部】	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者
4	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 【拡充】 ※再掲（施策 4-2）	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等 12 種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。また、貸付の種類追加についても検討します。
	【子】子育て支援部】	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
5	高等職業訓練促進資金貸付事業 ※再掲（施策 4-1）	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ※再掲（施策 4-1）	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受け、これを終了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	自立支援教育訓練給付金事業 ※再掲（施策 4-1）	ひとり親家庭の親が、市が指定した職業能力開発目的の講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給します。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親が、就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合などに家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行います。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 ※再掲（施策 2-2）	ひとり親家庭の児童（小学校 3 年生から中学校 3 年生）に対し、学習支援（市内 10 区の会場で実施）により学習習慣を身につかせるとともに基礎的な学力の向上を図り、また進学や進路等の相談を通じてひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進します。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	ひとり親家庭支援センター等運営	ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、資格取得講習会や就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施します。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
11	母子生活支援施設運営	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、生活、住宅、就職等解決困難な問題をもっているため、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援します。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

12	保育所等の利用調整 ※再掲（施策 2-1）	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
13	ひとり親家庭等医療費助成 ※再掲（施策 2-1）	ひとり親家庭の 20 歳未満の子の入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の 1 割を除いた金額を助成します。			
	【保）保険医療部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
14	児童扶養手当 ※再掲（施策 4-2）	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
15	養育費確保の推進	母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターによる養育費や面会交流に関する相談を実施します。 また、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
16	市営住宅への優先入居 ※再掲（施策 4-2）	安心して子どもを生み育てられる居住環境づくりの一環として、市営住宅の入居申込みに際して、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるように優遇措置を行います。 また、一部の市営住宅において、子育て家庭に配慮した募集を行います。			
	【都）市街地整備部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援

施策の方向性

生活保護世帯への必要な保護の実施と自立へ向けた支援を実施するとともに、生活に困窮する世帯への個々の状況に応じた支援により、世帯の暮らしを支えます。

取組項目

・生活保護世帯、生活困窮世帯への支援の推進

生活保護世帯に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、保護者への就労支援など自立に向けた支援を行います。

また、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を早期に把握し、一人ひとりの状況に応じて、相談支援や就労支援など自立へ向けた支援を行います。

さらに、貧困が連鎖することのないよう、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもの学習習慣の定着や自己肯定感を持てるような居場所の提供に取り組みます。

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	就労支援相談員 ※再掲（施策4-1）	区保護課に配置した就労支援相談員が、就労可能な生活保護受給者に対して、職業相談や求人情報の収集及び提供等を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	生活困窮者自立支援事業 ※再掲（施策1-1、4-1）	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
4	生活困窮者自立支援事業 （住居確保給付金） ※再掲（施策4-2）	離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	就労ボランティア体験事業 ※再掲（施策4-1）	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護受給者又は生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

6	札幌まなびのサポート事業 ※再掲(施策2-2)	生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	保育所等の利用調整 ※再掲(施策2-1、5-2)	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	実費徴収に係る補足給付事業 ※再掲(施策2-1)	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせて生活保護世帯に助成します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者